

障害学生支援に関する基本方針

上田女子短期大学は、本学で学ぶ全ての学生を「豊かな教養と深い専門知識、そして責任感をそなえた堅実中性な社会的人格の育成を教育目的としています。学長のリーダーシップのもと教育・研究の質の向上、学生の成長に資する教育を行い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、能力と修学の意思のあるものであれば、等しく教育を受けることができるよう合理的配慮を行うよう努めます。

【機会の確保】

障害のある学生が、正当な理由なく修学等の機会の提供を拒否されたり、特別な条件が付けられたりすることのないよう、すべての学生に公平な機会の確保に努めます。

※障害とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能障害）であり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。

【支援体制】

上田女子短期大学学生委員会（障害学生支援担当）を中心に、学内研修により、学生・教員・職員の障害への理解と意識を啓発し、具体的な支援については学内の各組織（障害学生支援室、委員会、各学科、保健室、各部署）が連携して行います。

【支援方法】

入学選抜試験、修学、学生生活の面において、障害のある学生本人の要望に基づいた調整を行い、適切な支援に努めます。

【施設・設備】

誰にとっても安全かつ円滑な修学、および学生生活を送ることのできる教育環境づくりに努めます。

【情報公開】

本基本方針の他、障害のある学生への支援内容を適宜、公表していきます。